

河内長野市立川上小学校P T A個人情報取扱規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、個人情報が個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、河内長野市立川上小学校P T A（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、本会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 個人情報データベース等 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物、又はコンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体で処理した個人情報を一定の規則にしたがって整理又は分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。
- (3) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (4) 保有個人データ 本会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発

するおそれがあるもの以外をいう。

(5) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。

(6) 従業者 本会の指揮命令を受けて本会の業務に従事する者をいう。

(7) 匿名化 個人情報から当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所の記述等、個人を識別する情報を取り除くことで特定の個人を識別できないようにすることをいう。

(本会の責務)

第3条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第2章 個人情報の利用目的の特定等

(利用目的の特定)

第4条 本会は、少なくとも取得した個人情報を次の各号に掲げる目的のために利用する。

(1) 本会の活動に必要な会員に係る連絡網及び名簿の作成

(2) 本会に関する会議、本会の行う事業の案内の送付

(3) 本会の役員選出の手續に係る事務

(4) 本会及び本会に係る幼稚園、小学校及び中学校のPTAにおける諸活動についてこれらの会及び構成員間の連絡に関する事務

2 本会は、個人情報を取り扱うに当たっては、前項のほか、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

3 本会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。

4 本会は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

(利用目的外の利用の制限)

第5条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ることなく前2条の規定により特定さ

れた利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで前条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができるものとする。

- (1) 法令等の規定に基づき適正な事務の執行を行うとき。

- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

- (3) 本会の目的の達成のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- 4 本会は、前項の規定に該当して利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、その取扱う範囲を真に必要な範囲に限定するものとする。

第3章 個人情報の取得の制限等

(取得の制限)

第6条 本会は、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行うものとする。

- 2 本会は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については、やむを得ない理由がない限り取得しないものとする。

- 3 本会は、原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。

- (2) 本人の親権者から取得するとき

- (3) 法令等の規定に基づくとき。

- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認めら

れるとき。

- (5) 所在不明，判断能力が不十分等の事由により，本人から取得することができないとき。

- 4 本会は，前項第4号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を取得したときは，その旨及び当該個人情報に係る利用目的を本人に通知するよう努めるものとする。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第7条 本会は，個人情報を取得した場合は，あらかじめその利用目的を公表している場合（利用目的が第4条第1項各号である場合を含む。）を除き，速やかに，その利用目的を本人に通知し，又は公表するものとする。

- 2 前項の規定は，次に掲げる場合については適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し，又は公表することにより本人又は第三者の生命，身体，財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって，利用目的を本人に通知し，又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第4章 個人データの安全管理

(個人データの適正管理)

第8条 本会は，利用目的の達成に必要な範囲内で，常に個人データを正確かつ最新の状態に保つものとする。

- 2 本会は，個人データの漏えい，滅失，き損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
- 3 本会は，個人データの安全管理のために，個人データを取り扱う従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 4 本会は，利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを，确实，かつ

速やかに破棄又は削除するものとする。

- 5 本会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第5章 個人データの第三者提供

(個人データの第三者提供)

- 第9条 本会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

- 2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

(2) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

- 3 本会は、前項第2号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理に

ついて責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(第三者提供に係る記録の作製等)

第10条 本会は、個人データを前条第1項各号の規定によらずに第三者に提供する場合（国又は地方公共団体に対して提供する場合を除く。）は、次の項目について記録を作成し、保存する。

- (1) 第三者の氏名又は名称並びに個人データを提供した日
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 本会が対象者の同意を得ていること

(第三者から提供を受ける場合の確認等)

第11条 本会は、第三者から個人データの提供を受ける場合（当該第三者が国又は地方公共団体である場合及び個人データの提供が個人情報保護法第23条第1項各号又は第5項各号のいずれかに該当する場合を除く。）は、次の項目について記録を作成し、保存する。

- (1) 提供をする第三者の氏名及び提供を受けた日
- (2) 提供をする第三者が個人データを提供した経緯
- (3) 提供をする第三者が対象者の同意を得ていること

第6章 保有個人データの開示、訂正・追加・削除・利用停止

(保有個人データの開示等)

第12条 本会は、本人から、当該本人に係る保有個人データについて、書面又は口頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 本会の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 他の法令に違反することとなる場合
- 2 開示は、書面により行うものとする。ただし、開示の申出をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。
- 3 保有個人データの開示又は不開示の決定の通知は、本人に対し書面により遅滞なく行うものとする。

(保有個人データの訂正、追加、削除、利用停止等)

第13条 本会は、保有個人データの開示を受けた者から、書面又は口頭により、開示に係る個人データの訂正、追加、削除又は利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出をした者に対し、書面により通知するものとする。

- 2 本会は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

第7章 組織及び体制

(個人情報保護管理者)

第14条 本会は、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者を定め、本会における個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。

- 2 個人情報保護管理者は、本会の会長とする。
- 3 個人情報保護管理者は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を各事業を分掌する本会の構成員に委任することができる。

(苦情対応)

第15条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

- 2 本会は、苦情対応の業務を本会の構成員に委任することができる。この場合において、あらかじめ本会の構成員を指定し、その業務の内容を明確にしておくものとする。

(従業者の義務)

第16条 本会の構成員又は構成員であった者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

- 2 本規則に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した従業者は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

- 3 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく会長に報告するとともに、関係事業部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

第8章 雑則

(改廃)

第17条 この規則は、本会の会則第11章、第30条に定める運営委員会において、出席した本会の構成員の過半数の決議をもって改正又は廃止を行うことができる。

(その他)

第18条 この規則の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この規則は、令和元年度PTA総会の日より施行する。